

令和8年1月22日

消費者安全法に基づく重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データベース登録について

消費者安全法第12条第2項により消費者庁に通知のあった下記の消費者事故等の情報を、事故情報データベースに登録することとしましたので、お知らせします。

1. 事故情報

(1) 事故情報(下記(2)を除く)

| | 事故発生日 | 製品名等 | 事故内容 | 発生都道府県 |
|---|------------|-----------|--|--------|
| 1 | 令和7年12月10日 | 電気カーペット | 電源を入れた際、当該電気カーペットの一部に焦げを発見。 | 大阪府 |
| 2 | 令和7年9月27日 | 保育サービス | 保育施設において、幼児が室内のブロックの箱を車に見立てて中に入り、他児が押す等して遊んでいたところ、バランスを崩して箱ごと転倒し、顔面打撲傷。当該箱は、幼児らが当該遊びに使用する等の可能性があったが、職員はその危険性に気付いておらず、室内に置かれたままだった。 | 佐賀県 |
| 3 | 令和8年1月12日 | ガスこんろ | 当該ガスこんろを点火したところ、内部から発火し、当該製品の一部分に焦げ。 | 大阪府 |
| 4 | 令和7年12月13日 | 電気蓄熱式湯たんぼ | 当該電気蓄熱式湯たんぼを充電中、異臭がし、確認したところ焦げ及び溶融。 | 大阪府 |

(2) 事故情報(食中毒情報)

| | 事故発生日 | 原因施設・原因食品 | 病因物質 | 発生都道府県 |
|---|------------|----------------|----------|--------|
| 1 | 令和7年12月22日 | 飲食店(12月20日の食事) | カンピロバクター | 愛媛県 |
| 2 | 令和7年12月28日 | 飲食店(12月27日の食事) | カンピロバクター | 埼玉県 |
| 3 | 令和7年12月27日 | 飲食店(12月26日の食事) | ノロウイルス | 北海道 |
| 4 | 令和7年12月27日 | 飲食店(12月26日の食事) | ノロウイルス | 北海道 |
| 5 | 令和8年1月4日 | 飲食店(1月3日の食事) | ノロウイルス | 福岡県 |
| 6 | 令和8年1月1日 | 飲食店(12月30日の食事) | カンピロバクター | 埼玉県 |
| 7 | 令和7年12月30日 | 飲食店(12月29日の食事) | カンピロバクター | 愛媛県 |

| | | | | |
|----|------------|----------------|--------------|------|
| 8 | 令和8年1月2日 | 飲食店(12月30日の食品) | カンピロバクター | 福島県 |
| 9 | 令和8年1月4日 | 飲食店(1月2日の食事) | カンピロバクター | 宮崎県 |
| 10 | 令和8年1月5日 | 飲食店(1月4日の食事) | ノロウイルス | 茨城県 |
| 11 | 令和7年12月19日 | 飲食店(12月19日の食事) | アニサキス | 東京都 |
| 12 | 令和8年1月7日 | 飲食店(1月4日の食事) | 腸管出血性大腸菌O157 | 山口県 |
| 13 | 令和7年11月8日 | 飲食店(11月6日の食事) | カンピロバクター | 神奈川県 |
| 14 | 令和7年11月25日 | 飲食店(11月24日の食事) | ノロウイルス | 神奈川県 |
| 15 | 令和7年12月28日 | 飲食店(12月27日の食事) | アニサキス | 東京都 |
| 16 | 令和8年1月10日 | 飲食店(1月10日の弁当) | ノロウイルス | 京都府 |
| 17 | 令和7年12月31日 | 飲食店(12月30日の食事) | ノロウイルス | 東京都 |
| 18 | 令和8年1月11日 | 飲食店(1月10日の食事) | ノロウイルス | 神奈川県 |
| 19 | 令和7年12月28日 | 飲食店(12月27日の食事) | ノロウイルス | 東京都 |
| 20 | 令和8年1月5日 | 飲食店(1月5日の食事) | ノロウイルス | 山梨県 |
| 21 | 令和8年1月12日 | 飲食店(1月10日の食事) | ノロウイルス | 福岡県 |

2. リコール・自主回収情報

(1) リコール・自主回収情報(食品関係)

| | 製品名等 | 届出内容 |
|----|--------------|---|
| 1 | レトルト食品 | 一部商品に加圧殺菌不良。 (自主回収に着手した年月日: 令和8年1月9日 クラス分類: CLASS I) |
| 2 | 焼豚 | 賞味期限切れの商品を販売。 (自主回収に着手した年月日: 令和8年1月10日 販売地域: 兵庫県) |
| 3 | 焼菓子 | アレルギー(くるみ、小麦)表示が欠落。 (自主回収に着手した年月日: 令和8年1月9日 販売地域: 神奈川県 クラス分類: CLASS I) |
| 4 | 甘納豆 | 賞味期限を誤表示。 (自主回収に着手した年月日: 令和8年1月11日 販売地域: 長野県) |
| 5 | 餃子 | 食品表示が欠落。 (自主回収に着手した年月日: 令和7年11月30日 販売地域: 山形県 クラス分類: CLASS I) |
| 6 | 豆乳(計2件) | 製造許可範囲外での生産。 (自主回収に着手した年月日: 令和7年12月24日 販売地域: 鳥取県) |
| 7 | ハム(計2件) | 賞味期限を誤表示。 (自主回収に着手した年月日: 令和8年1月6日 販売地域: 沖縄県) |
| 8 | まぐろ | 保存方法表示が欠落。 (自主回収に着手した年月日: 令和8年1月13日 販売地域: 広島県、山口県、岡山県) |
| 9 | 惣菜(唐揚げ)(計3件) | アレルギー(えび、かに)表示が欠落。 (自主回収に着手した年月日: 令和8年1月12日 販売地域: 福井県 クラス分類: CLASS I) |
| 10 | うどん | 賞味期限表示が欠落。 (自主回収に着手した年月日: 令和8年1月9日) |

| | | |
|----|------------------|--|
| 11 | 惣菜(揚げもの) | アレルギー(ごま、鶏肉、豚肉)表示が欠落。 (自主回収に着手した年月日:令和8年1月10日 販売地域:京都府 クラス分類:CLASS I) |
| 12 | 惣菜(コロッケ)(計2件) | アレルギー(えび、かに)表示が欠落。 (自主回収に着手した年月日:令和8年1月14日 販売地域:愛知県 クラス分類:CLASS I) |
| 13 | 納豆 | 一部商品で発酵不良。 (自主回収に着手した年月日:令和8年1月11日) |
| 14 | 菓子 | 異物(金属)混入。 (自主回収に着手した年月日:令和7年12月26日 販売地域:岩手県 クラス分類:CLASS I) |
| 15 | レトルト食品(カレー)(計4件) | 食品添加物(TBHQ)を検出。 (自主回収に着手した年月日:令和8年1月13日) |
| 16 | 焼菓子(計10件) | 賞味期限を誤表示。 (自主回収に着手した年月日:令和8年1月12日 販売地域:山口県) |
| 17 | 惣菜 | アレルギー表示が欠落。 (自主回収に着手した年月日:令和8年1月14日 販売地域:山口県 クラス分類:CLASS I) |
| 18 | 焼菓子 | 消費期限を誤表示。 (自主回収に着手した年月日:令和8年1月8日 販売地域:滋賀県 クラス分類:CLASS I) |
| 19 | 巻き寿司 | アレルギー(かに)表示が欠落。 (自主回収に着手した年月日:令和8年1月9日 販売地域:鳥取県 クラス分類:CLASS I) |
| 20 | 味噌 | 賞味期限を誤表示。 (自主回収に着手した年月日:令和8年1月7日 販売地域:大分県) |
| 21 | 菓子 | アレルギー(小麦)表示が欠落。 (自主回収に着手した年月日:令和8年1月15日 クラス分類:CLASS I) |
| 22 | 菓子 | 一部商品に異物(プラスチック片)混入。 (自主回収に着手した年月日:令和8年1月15日 クラス分類:CLASS I) |
| 23 | 鶏肉 | 異物(鶏骨)混入。 (自主回収に着手した年月日:令和8年1月16日 販売地域:広島県、岡山県、山口県 クラス分類:CLASS I) |
| 24 | うどん(計2件) | 冷蔵品を常温で販売。 (自主回収に着手した年月日:令和8年1月15日 販売地域:広島県) |
| 25 | 焼菓子 | 一部に賞味期限切れの商品が混入。 (自主回収に着手した年月日:令和8年1月14日 販売地域:岡山県、兵庫県) |
| 26 | パン | アレルギー(卵、大豆)表示が欠落。 (自主回収に着手した年月日:令和8年1月15日 販売地域:京都府 クラス分類:CLASS I) |
| 27 | 油揚げ | 賞味期限を誤表示。 (自主回収に着手した年月日:令和8年1月10日 販売地域:新潟県) |
| 28 | ハーブティー | 賞味期限表示が欠落。 (自主回収に着手した年月日:令和7年12月24日) |
| 29 | 味付羊肉 | 賞味期限表示及び保存方法表示が欠落。 (自主回収に着手した年月日:令和8年1月16日 販売地域:岩手県) |

(注)消費者庁への消費者事故等の通知時において、厚生労働省ウェブサイト「食品リコール公開回収事案検索」の「健康への危険性の程度」欄が「CLASS I」とされている場合はその旨を記載しています。なお、「CLASS I」の程度はそれぞれ次のとおりです。

- ①食品衛生法:喫食により重篤な健康被害又は死亡の原因となり得る可能性が高い
- ②食品表示法:喫食により直ちに消費者の生命又は身体に対する危害の発生の可能性が高い

(2)リコール・自主回収情報(食品関係以外)

| | 製品名等 | 届出内容 |
|---|-----------------------|---|
| 1 | 原動機付二輪車(ヤマハ XSR125 他) | 原動機付二輪車(車載式故障診断装置)のリコール。(5761) 車載式故障診断装置において、エンジンコントロールユニットのプログラム検討が不十分なため、外部診断機(スキャンツール)にエンジン停止時の負荷計算値が正しく表示されない。そのため、保安基準に適合しない。 |

| | | |
|---|--------------------------|---|
| 2 | 普通乗用自動車(ベントレー ベンティガPHEV) | 普通乗用自動車(電気装置)のリコール。(外-4136) 高電圧バッテリーモジュールにおいて、製造工程が不適切なため、使用過程で重要な技術パラメータに偏差が生じることがある。そのため、高電圧バッテリーの充電時に当該モジュールが過熱し、最悪の場合、火災に至るおそれがある。 |
| 3 | 原動機付自転車(トヨタオートボデー コムス) | 原動機付自転車(制動装置)のリコール。(5762) パーキングブレーキケーブルにおいて、設計検討が不十分なため、パーキングブレーキ操作時にケーブルのカシメ部付近に応力が発生することがある。そのため、パーキングブレーキを繰り返し操作するとケーブルが破断し、最悪の場合、パーキングブレーキが効かなくなり、車両が動き出すおそれがある。 |
| 4 | 原動機付自転車(トヨタオートボデー コムス) | 原動機付自転車(電気装置)のリコール。(5766) 充電器において、充電制御プログラムが不適切なため、過充電となることがある。そのため、過充電の繰り返しにより、駆動用鉛蓄電池内部のセル間接続部の劣化が促進され、当該電池内部が断線して電源が消失し、最悪の場合、走行中に走行不能となるおそれがある。 |

3. 留意事項

これらは、消費者安全法の規定に基づく通知内容の概要であり、消費者庁として事故原因等を確定したものではありません。

「2. リコール・自主回収情報(②リコール・自主回収情報(食品関係以外))」の届出内容欄のリコール情報等における()内の数字は、リコール届出番号、改善対策届出番号です。

消費者安全調査委員会(消費者庁)に申出のあった事故情報については、右端に※印を記載しています。

上記情報は、登録後、事故情報データベース(URL: <https://www.jikojocho.caa.go.jp>)で「消費者事故等(2026年1月22日公表分)」をフリーワードに入力すると検索可能になります。

＜本件に関する問合せ先＞
消費者庁消費者安全課
TEL : 03-3507-8800(代表)
URL : <https://www.caa.go.jp/>